

四日市市告示第 1 7 7 号

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智広

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱（平成 2 4 年四日市市告示第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象経費)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p><u>2 補助金の交付を受けようとする者</u> <u>(以下「申請者」という。)</u>が防犯パ <u>トロールに使用する青色回転灯搭載</u> <u>車両にドライブレコーダーを新たに</u> <u>設置する場合に限り、当該設置にか</u> <u>かる経費を前項の備品経費に含める</u> <u>ことができる。</u></p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第 4 条 (略)</p>
<p>(補助額)</p> <p>第 5 条 補助金の額は、補助対象団体 1 団体について 1 0 万円を限度とし て補助対象経費の 1 0 分の 9 以内で 交付する。<u>ただし、補助対象経費の</u> <u>うち、ドライブレコーダー設置にか</u> <u>かる経費の補助上限額は、車両 1 台</u> <u>につき 1 万円とする。</u></p>	<p>(補助額)</p> <p>第 5 条 補助金の額は、補助対象団体 1 団体について 1 0 万円を限度とし て補助対象経費の 1 0 分の 9 以内で 交付する。</p>
<p>(交付の申請)</p> <p>第 6 条 <u>申請者は、四日市市地域防犯</u> <u>活動支援補助金交付申請書（第 3 号</u></p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第 6 条 <u>補助金の交付を受けようとす</u> <u>る者（以下「申請者」という。）は、</u></p>

<p>様式) に必要書類を添えて地区市民センターを経由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>四日市市地域防犯活動支援補助金交付申請書(第3号様式) に必要書類を添えて地区市民センターを経由して、市長に提出しなければならない。</p>
---	---

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(市民文化部市民協働安全課)